

1. 成人・高齢班

【栄養・食生活支援～食生活支援事業関係～】

(1) 取組内容

応急仮設住宅等の食生活の悪化等を予防し、栄養バランスのとれた食生活を推進するため、栄養相談会や戸別相談などを行う団体に対して、補助金（平成 26 年度は管内 3 市町において延べ 4 事業者で事業を実施）を交付し、被災者の食生活支援活動を実施した。

食生活支援事業の実施にあたって、市町と事業者が行う打合せや研修会に参加し、実施状況を確認するとともに、市町に対し必要な情報提供等を行った。

また、市町担当者会議を実施し、今年度から新たに栄養相談会の補助メニューとして追加された「子どもの肥満対策」や「食生活改善推進員の人材活用」に関する取組状況の情報共有、補助事業終了後の事業実施の方向性の検討、継続のための財源確保に関する情報提供等を行った。

(2) 今後の方向性・課題

食生活支援事業については、各市町の要望に応じて事業者が実施することとしており、コミュニティの形成、生活習慣病の予防、食の自立支援など、その目標も様々である。仮設住宅入居者対象の当該事業は平成 27 年度で事業終了予定となっているため、補助事業終了後も継続意向のある市町に対しては、財源確保対策や他地区の良好事例の紹介など必要な情報提供を引き続き行っていく必要がある。

また、災害公営住宅の入居者に対する食生活支援については、平成 27 年度から新たな補助制度として「健康な食事とおした絆づくり事業」が開始される予定であることから、それらの補助金を活用した事業実施が、地域の食生活・健康課題の解決につながっていくよう、事業計画策定に関する助言や、良好事例の共有の場を作っていく必要がある。

【栄養・食生活支援関係～給食施設支援関係～】

(1) 取組内容

災害時に近隣給食施設で協力しあえる体制づくりを目的に、平成 23 年度から 1 日 3 食を提供する給食施設を参集し、災害時の給食施設連絡網及び連絡網の活用マニュアルの検討を行い、その運用を平成 25 年度から開始した。平成 26 年度は、「石巻管内災害時等給食施設栄養士ネットワーク運用会議」の設置要綱を定め、今後は「災害時の情報共有のためのネットワーク運用」と「各施設における災害時の食事提供体制の強化」について検討していくこととし、会議を 1 回開催した。会議では、連絡網の運用に関する協議、宮城県で作成した「特定給食施設における非常・災害時対策チェックリスト」の説明や、活用に向けた各施設の取組に関する情報共有などを行った。

(2) 今後の方向性・課題

今後は、会議の設置要綱に基づき会議を運営し、「災害時の情報共有のためのネットワーク運用」と「各施設における災害時の食事提供体制の強化」を進めていく。特に、震災を経験していない施設栄養士等が増加していることから、災害時に活用できる食事提供マニュアル等が各施設に整備されるよう、引き続き地域全体で良好事例共有の場面づくりや、情報提供などを行いながら必要な支援を行っていく。

【被災者健康支援対策：歯科口腔保健支援事業】

(1) 取組内容

仮設住宅等の入居者の口腔の健康状態の改善及び誤嚥性肺炎の予防を図るため、石巻管内では石巻市、女川町が宮城県歯科医師会と連携し、歯科口腔保健指導や歯科口腔保健相談を実施する歯科口腔保健支

援事業（補助事業）を展開していることから、前年度と同様に事業の実施状況の把握を行った。

（２）今後の方向性・課題

相談事業などの実施については、歯科診療所の復旧により、かかりつけ歯科をもつ住民が増えてきており、相談者が少ない状況にあるため、歯科以外の健康相談やイベント等との組み合わせで実施するなど開催方法について検討する必要がある。

【リハビリテーション支援関係】

（１）取組内容

管内の各市町が実施している健康支援事業（リハビリテーション支援事業）は、応急仮設住宅等における生活不活発病予防、介護予防及び集団で行う軽運動等を通じた地域コミュニティづくりに寄与している。当所ではこれらの取組の中、市町が実施する事業所情報交換会や生活実態調査結果の取りまとめに協力した。また、石巻市が実施している応急仮設住宅生活不活発病対策事業（通称「ゆいっこプロジェクト」）では、事業の企画・検討会議に参加して助言をし、スタッフとして事業に従事し、さらには実施結果の分析・取りまとめにも協力した。

各市町では復興住宅の整備に合わせて、復興住宅入居後の地域コミュニティづくりを進めているが、この取り組みには、市町の関係各課が横断的に関わる必要があることから、各課の調整を支援するために、当所で市町各課のヒアリングを実施し、現状や課題を把握して、地域コミュニティづくり支援のための連絡会や研修会の企画に活かした。このヒアリングは、市町職員が関係各課の被災者支援に関する情報を共有する機会にもなった。

ヒアリングの結果をもとに、管内市町の関係各課職員を対象とした「復興住宅と福祉のまちづくり推進連絡会」を開催して、市町職員が管内市町の現状や取組状況を知り、今後の課題について検討するための情報交換等の機会とした。

また、住民を対象とした「復興住宅と健康・福祉のまちづくり研修会」を開催し、石巻圏域で地域住民が取り組んでいる様々な地域活動や先進事例等を知る機会とし、住民主体の地域づくりに活かしてもらえよう支援した。

このほか、リハビリテーション相談事業では、地域包括支援センターで実施する地域介護予防教室で、仮設住宅で生活する高齢者に対して軽運動などを紹介する健康講話などを行なった。

（２）今後の方向性・課題

復興住宅への移行期になるため、被災者の生活不活発病対策や介護予防として行われている健康支援事業（リハビリテーション支援事業）は、運動の機会をとおしたコミュニティづくり活動として継続していく必要がある。また、リハビリテーション支援事業は来年度で終了することから、被災者支援事業から健康づくり事業や介護予防事業等の通常事業につなげて、継続的な取組になるような仕組みづくりを検討する必要がある。

さらに、今後も被災地における地域コミュニティの構築や住民の主体的な活動が一層重要となることから、「復興住宅と健康・福祉のまちづくり」の取り組みは、地域包括ケアの推進の中で進めていく必要がある。

【被災者健康支援対策：健康調査】

（１）取組内容

① 応急仮設住宅及び民間賃貸借上住宅入居者健康調査

平成 25 年度に引き続き、変化する被災者の健康状況を把握し、具体的な支援に結びつけることを目的として、県と市町村と共同で、応急仮設住宅及び民間賃貸借上住宅の入居者を対象とした健康調査を実施した。実施に当たっては、前年度実施の健康調査結果の説明及び今年度の応急仮設住宅健康調査実施に関する会議を開催し、管内市町の実施意向等を確認した。その結果、同年度と同様に応急仮設住宅

入居者については、石巻市、東松島市が県と共同で、女川町が単独で実施、民間賃貸借上住宅入居者健康調査については、全市町が実施することとなった。

市町への支援については、石巻市の応急仮設住宅入居者健康調査後の要フォロー者を選別し、宮城県看護協会等の支援団体へ訪問による確認を依頼するまでの作業の支援を行った。前年度までは、民間賃貸借上住宅入居者健康調査結果に基づく要フォロー者へのフォロー支援要請があったため、電話や訪問による状況確認等を行ったが、今年度は支援団体への依頼がスムーズに行われ、当所の支援は必要がなかった。

また、石巻市の応急仮設住宅入居者を対象に他機関が実施した「真菌（カビ）のアレルギーリスク評価及び予防衛生管理に関する研究」の結果で、カビの発生による喘息等の健康問題があるとの情報があり、石巻市と話し合いを行った。その結果、来年度以降の健康調査の項目に入れて、全県的な発生の状況把握を行うことを本庁担当課に要望するとともに、復興支援ニュース等で住民への啓発を行った。

応急仮設住宅入居者の健康調査は2年、民間賃貸借上住宅は3年継続して実施したため、過去実施した平成23年度及び平成25年度の健康調査結果について経年の変化や入居形態の比較が行えるよう整理し、会議等で市町へ提供した。

② 災害公営住宅入居者健康調査

管内各市町で災害公営住宅への入居が行われ、新たな居住地での人間関係やコミュニティ形成等によりストレス状態に置かれることから、健康状態を把握し、継続支援を検討する必要があるため、各市町で健康調査を実施した。東松島市から健康調査の協力要請があったため、当所で6月、1月、3月に訪問による健康調査を実施した。

【健康調査における支援状況】

	応急仮設住宅入居者健康調査	民間借上住宅入居者健康調査	災害公営住宅入居者健康調査
石巻市	H24,25,26年度実施 支援内容 H25まで： 作業工程、要フォロー者基準等の検討、要フォロー者抽出作業、要フォロー者家庭訪問、健康調査結果のまとめ作業と報告 H26： 支援団体が要フォロー者を選別するための、訪問・電話による確認を依頼する作業の支援	H23,24,25,26年度実施 支援内容 作業工程、要フォロー者基準等の検討、要フォロー者抽出作業	H25.4から開始 支援内容 H25：調査票作成支援
東松島市	H24,25,26年度実施	H23,24,25,26年度実施	H26年度実施 支援内容 健康調査の実施
女川町	町単独で健康調査実施	H23,24,25,26年度実施	町単独で町民全員を対象として健康調査を実施。

(2) 今後の方向性・課題

今後、復興が進むことにより住環境を含む生活環境が激変し、環境の変化に伴い発生する新たな課題への取組が必要となるとともに、対応についても多様な支援が求められることが想定されることから、全ての支援を一律に実施するのではなく、市町の復興状況や方針など地区ごとの特性を踏まえて実施していく必要がある。そのため、効果的な調査結果の活用や事業実施について、情報交換の場を持つなど

の支援が求められており、継続して調査結果の情報提供等を行っていく。

また、健康調査実施に当たっては、復興状況や方針等の確認やマンパワーの支援等、各市町からの要望にあわせた支援を行う。

2. 母子・障害班

【心のケア（アルコール、グリーフケア、自殺対策等）】

（1）取組内容

平成 26 年度の心のケア対策は、引き続き関係機関との連携強化、支援者支援、アルコール対策、自死対策等に取り組んだ。

関係機関との連携強化として、行政、支援団体、医療機関、消防・警察等の関係機関が一堂に会する石巻地域精神保健医療福祉推進会議を開催し、地域の現状と課題の共有を図り、顔の見える連携体制づくりを推進した。また、心のケアセンター石巻地域センター、（社）震災こころのケアネットワークみやぎ（からころステーション）と定期的な打ち合わせを重ね、被災者のメンタルケアについて連携を強化した。

支援者支援としては、管内市町の精神保健福祉担当者会議を開催し、管内市町の取組状況について情報交換を行った。また、精神保健福祉の圏域課題検討会を3回開催し、市町、心のケアセンター石巻地域センター、からころステーション等と圏域で抱える課題の整理を行い、求められる施策について検討した。

アルコール対策としては、月1回アルコール相談を開催したほか、6～8月、11～1月は家族教室を開催した。さらに、地域のアルコールに関する支援体制を強化するため、心のケアセンターとの共催により支援者向けの研修会を開催した。

自死対策としては、1月に精神保健福祉の担当者、被害者支援の従事者等を対象とした自死予防対策研修会を開催し、地域における自死対策の推進を目指した。

（2）今後の方向性・課題

アルコール問題を始めとした精神保健福祉の相談が増加している現状に加え、災害公営住宅の整備や防災集団移転促進事業などがより一層目に見える形で進行することで被災者の生活の再建状況の格差がさらに広がるようになることが想定されることから、住民の心のケアについては今後も充実させる必要がある。

圏域の課題検討会において話し合われた課題の解消に向け、地域のニーズ、支援者等の社会資源の現状などを的確に把握し、効果的に施策を進める必要がある。

【震災遺児世帯支援】

（1）取組内容

平成 25 年度に引き続き、ひとり親家庭支援員を増員し、相談希望のあった保護者に対して家庭訪問、来所面接等による個別支援を行った。また、震災遺児の保護者同士が交流しながらエンパワメントが図られるよう、東北大学震災子ども支援室の協力をいただき、保護者の交流サロンを5回開催した。

（2）今後の方向性・課題

県子育て支援課が平成 25 年に実施したアンケートでは相談希望がなかった世帯であっても時間の経過とともに相談ニーズが生じていくことも想定されるため、相談窓口について継続的に周知を図るとともに、新規の相談に対しても随時対応していくことが必要である。また、保護者同士の支え合いによる効果が期待できることから、保護者の交流サロンについても継続していく。

さらに、震災遺児世帯の生活再建が進む中で、民間の支援団体が行う各種の施策に関する情報が届きにくくなっていく状況を踏まえ、支援団体との連携を強化し、積極的な情報提供を行っていく必要がある。

る。

3. 疾病対策班

【感染症対策】

(1) 取組内容

感染症を予防するための普及啓発については、昨年度に引き続き、主に医療機関向けとして、石巻管内における感染症の発生動向調査と全数報告による感染症情報や全国ニュースを掲載した「石巻感染症情報」を週1回発行し、当所ホームページにより周知した。応急仮設住宅等に居住する被災者向けには、管内で流行している感染症の基礎知識や予防方法等、加えて保健所長のひとことコーナーを設け最新の感染症関連情報を掲載した「感染症かわら版」を月1回発行し感染症の発生防止に努めた。また、マスクミを活用した取組では、定期的に石巻FMを利用してHIV検査や流行している感染症に関する情報を広く住民に周知した。

被災地の感染症対策を強化する取組としては、健康支援会議運営事業を活用し、保育所職員を対象に研修会を開催した。子どもの水痘に関する講義に加え、人形を用いたオムツ交換演習により、病原体の伝播の状況や、手洗い等の重要性について体験できる内容で周知した。さらに、特別養護老人ホーム等からの依頼に基づき感染症予防等について出前講座に赴き普及啓発を図った。

感染症発生時の対応については、被災者の背景や発生した施設の特性を勘案し、迅速かつ的確な調査や指導助言を行うことにより感染症の拡大防止を図った。特に学校や保育施設においてインフルエンザが集団発生した場合は電話等により指導助言を行った他、医療機関、高齢者施設等において感染性胃腸炎等の集団が発生した場合には、企画総務班、成人高齢班等関係する班と協力しながら、施設に出向き、原因の分析、施設における対策への具体的な助言を行った。

結核患者発生は、新規り患率（人口10万対）が平成24年は8.1、平成25年は9.2と増加している。またその6割が、排菌をしている「感染性の肺結核」であり、登録者数は年々増加している。昨年度から継続して管内の感染症指定医療機関となっている石巻赤十字病院と、コホート検討会を開催。地域DOTSの推進や結核対策全般の課題検討を行った。

＜全数報告（対応件数）＞

H26. 4. 1～H27. 3. 31

2類 (結核)	3類 (腸管出血性大腸菌)	4類 (レジオネラ症等)	5類 (風疹など)	合計
35件 (潜在性含む)	0件	3件	21件	59件

＜集団発生（施設調査・指導を実施した件数）＞

H26. 4. 1～H27. 3. 31

感染性胃腸炎	インフルエンザ
4件（保育施設、高齢者施設、病院等）	6件（病院、高齢者施設等）

(2) 今後の方向性・課題

震災で地盤沈下が生じ、大雨等で生活圏への浸水が多々あることや、上下水道の整備が不十分であることから、感染症発生の危険性が続いている。また、保育所等一部の施設では定員を超える幼児を受け入れており、感染症が発生すると蔓延するリスクが高い状況が続いている。今後も引き続き感染症動向を適時に捉え、応急仮設住宅入居者等はもとより、地域住民や支援関係者等に対し、正しい知識や予防方法等について普及啓発を行うことにより、感染防止及び拡大防止に努めていく必要がある。

また、感染症発生時には迅速・効果的な対応を行うため、所内関係班と連携を強化し、施設等の特性を踏まえた感染拡大防止を図っていく。

結核対策では、潜在性結核感染症のDOTSにおいて、治療の動機付けが不十分だったため、服薬が不

規則になった事例があった。今後は医療機関や学校と連携した服薬支援体制を築くことが重要である。

【難病対策】

(1) 取組内容

常時電源を必要とする人工呼吸器装着等の在宅難病患者が、大規模災害等による停電に備えた対策がとれるよう、「自分で作る災害時ハンドブック2014年版」の普及を図るとともに、非常用電源の確保について学ぶ機会とするため、訪問看護ステーション職員等の職員を対象に研修会を開催した。シガーライターケーブルや発電機に触れて頂き、日頃から非常用の物品の点検等を定期的実施することの重要性について周知することができた。

また、特定疾患医療及び小児慢性特定疾患医療については、制度改正に伴い対象者や医療機関からの問い合わせ等への対応が増加した。このため、対象者にとってわかりやすい説明資料を、加入保険別に作成し説明に用いた。対象者に対する利便性への配慮するため、東松島市や女川町へ出向いて受付を行った。また、手続きに要する待ち時間への配慮（現在受け付けている番号の表示、待合室におけるビデオ上映等）を行い対応した。

(2) 今後の方向性・課題

新規で申請される ALS 等神経難病の方に対しては、申請時における保健師面接を積極的に行い、早期介入の糸口をつかむことが重要である。また、在宅で療養している ALS 患者等神経難病患者に対しては、「災害時対応ハンドブック」等を活用し、市町、訪問看護等関係機関と連携しながら、個別支援体制の再構築を行う必要がある。

一斉更新については、今後対象疾患が増えることから、石巻市の対象者に対して予め来所日時指定を行う等、待ち時間に対するさらなる工夫が必要である。

4. 生活支援担当

【生活困窮者対策】

(1) 取組内容

震災から3年が経過し、女川町では災害公営住宅200戸が完成し仮設住宅からの入居が始まっている。今後も順次災害公営住宅の整備が進み、本格的な生活再建が進んでいくものと考えられる。

しかし、義援金や預貯金で生活を維持している方が、仕事に就けず手持金を使い果たして生活困窮に陥るといった状況が発生しやすいと考えられることから、生活相談や保護申請が増加することが想定されたため、平成26年度も引き続き女川町役場に生活保護面接相談員を配置することにより相談体制の充実に努めた。また、くらしの相談員等が日頃の活動において要保護者を発見した場合は、速やかに当所へ情報提供する連携体制を利用するなどして、積極的に要保護者の把握に努めた。

平成27年3月末までに生活保護の申請は9件あり、申請に対する決定状況等は、6件が開始、2件が却下、1件が取下であった。一方、保護の廃止は、就労開始によるものが1件、年金受給開始によるものが1件、他管内への転出によるものが1件で、計3件であった。（平成27年3月末現在、34世帯、40人）

なお、保護受給中の者に対する支援については、世帯毎の問題点を明確にした上で、世帯毎に自立支援プログラムを作成し、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を実施した。

その結果、ハローワークと連携を図り生活保護受給者等就労自立促進事業等を利用して就労支援を行い就労に至った者が3名（うち1名は自立し保護廃止）、障害基礎年金を受給開始し保護廃止となった者が1名、金銭管理ができなため「まもり一歩」を利用することになった者が3名、介護サービスの利用を開始した者が2名、災害公営住宅への申込み手続を完了した者が5名と、世帯の特性に応じて自立に向けた生活状況の向上が図られた。

(2) 今後の方向性・課題

災害公営住宅への転居や仮設住宅の集約化などにより、石巻市内の仮設住宅において生活保護を受給していた者が女川町に転入してくることが見込まれるとともに、仕事が見つからないまま、仮設住宅での生活が長引くことで、義援金や預貯金等を使い果たし、生活困窮者が増加することが想定されることから、引き続き石巻市や東松島市などの近隣自治体とも連携を密に図っていく必要がある。また、平成 27 年度からは生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業・就労準備支援事業を実施し、生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談・支援を行うとともに、就労に向けた支援体制を整備することとしており、その適切な運営を行う必要がある。

女川町において支援を必要とする者の把握に係る関係機関との連携体制図

